

■ 相談支援従事者現任研修の受講年度について

- ・ 現任研修は、相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度を初年度とした5年目の年度末まで1回以上修了する必要があります。
 (初任者研修修了の翌年度から5年目の年度末までは、現任研修を修了していなくとも相談支援専門員として配置可能)
- ・ 以下の①②③の場合、今年度の現任研修の受講が必須となります。
 - ① 平成25年度に初任者研修を修了し、一度現任者研修を修了し、令和元年度以降現任研修を受講していない方
 - ② 平成30年度に初任者研修を修了し、まだ現任研修を一度も受講していない方

(注意事項)

平成25年度、平成30年度に初任者研修を修了し、令和元年度以降現任研修を受講していない方は、今年度受講しないと来年度以降に相談支援専門員として従事できなくなります。

この5年間に1回以上現任研修を受講

この5年間に1回以上現任研修を受講

<u>平成25年度</u>	平成26年度	～	<u>平成30年度</u>	令和元年度 (平成31年度)		<u>令和5年度</u>	令和6年度
相談支援従事者 初任者研修 受講修了	初年度	～	5年目	6年目 (初年度)	～	10年目 (5年目)	11年目 (初年度)
			相談支援従事者 初任者研修 受講修了	初年度	～	5年目	6年目 (初年度)